

それでは次の質問に移ります。

福祉避難所についてお伺いいたします。

近年、地震や豪雨などの自然災害が相次ぎ、私たちの暮らしを脅かしています。特に高齢者や障害のある方、妊産婦、乳幼児など、いわゆる災害時要配慮者の方々にとって、一般避難所での生活は大きな負担となります。本市において、要援護の市民が災害時も安全かつ尊厳を保って避難生活を送れるよう、福祉避難所の段階的整備や対応体制の整備が進んでいると認識しております。

そこで、以下の5点について質問をさせていただきます。

1つ目、区分化された対応体制の実効性について。

ニーズ区分1から4に応じた福祉避難所の対応策を整備されていると伺いましたが、市が直近の災害時にこれらを実際に運用した事例があれば御紹介ください。また、区分ごとの対応判断基準について、より明確化されているかをお聞かせください。

2つ目、避難確保計画と訓練の実施状況について。

要配慮者利用施設に求められる避難確保計画の作成、訓練実施、報告の直近1年から2年、この実施率、全体に対する割合なんですが、これ及び未実施施設に対するフォローアップ策について、具体的な数字や施策を御説明いただけますか。よろしくお願ひいたします。

そして3つ目、地域版マニュアル等による地域力の活用について。

地域版避難所運営マニュアルの作成状況及び、これを活用した住民主体の開設、運営体制の訓練実施実績についてお聞かせください。

4つ目、個別避難計画と連携体制の推進について。

個別避難計画の策定に当たり、福祉専門職や地域支援者との連携体制強化に向けた施策、説明会や研修、制度設計などの現状と計画策定率について具体的にお示しいただけますか。

5つ目、設備、資機材、人員の確保体制について。

福祉避難所の設置に際し、スロープ、バリアフリー対応トイレ、暖房・冷房設備、介護用品などの物資、資機材の備えや医療や介護職等専門スタッフの勤務体制について、平時の備蓄や整備状況と災害発生時の迅速対応策をお聞かせください。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄二）（登壇） 福祉避難所についてお答えいたします。

まず、区分化された対応体制の実効性についてでございます。

本市におきましては、新居浜市福祉避難所等開設・運営マニュアルの福祉ニーズ、必要な配慮の確認についての福祉ニーズ区分1から4に応じ、福祉避難所を設置運用した事例はございません。また、区分ごとの対応判断基準につきましては、明確化はいたしておりますが、災害の種類や程度、一般避難所における高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など、特に配慮を要する方のニーズなどから福祉避難所設置の判断を行つてまいります。

次に、設備、資機材、人員の確保体制についてでございます。

資機材等の確保体制といましましては、福祉事業者と災害時における福祉避難所の設置に関する覚書を交

わしております。携帯トイレ、発電機、投光器を福祉事業所に配置し、福祉事業者が所有する物資の提供、適切な介護に対する職員の協力を求めておりますほか、一般的な日用品等は、市と事業者との協定により供給されるものとなっておりますが、今後も福祉施設協議会などの関係団体や事業所との連携により整備を進めてまいります。また、人材の確保等につきましては、愛媛県災害時要配慮者支援チームの派遣依頼を行うほか、福祉施設職員の協力依頼、介護や福祉の専門知識を有するボランティアへの協力依頼など、迅速に対応してまいります。

○議長（田窪秀道） 小澤市民環境部危機管理監。

○市民環境部危機管理監（小澤昇）

（登壇） 要配慮者利用施設に求められる避難確保計画と訓練の実施状況についてお答えいたします。

本市における要配慮者利用施設のうち、洪水、土砂災害、高潮、津波のいずれかの災害リスクに該当する施設は305施設でございます。このうち、令和7年3月末時点における避難確保計画の提出状況及び訓練の実施状況につきましては、洪水リスクのある施設は200施設で、避難確保計画の提出率は84%、訓練実施率は69%でございます。土砂災害リスクのある施設は75施設で、避難確保計画の提出率は95%、訓練実施率は89%でございます。高潮リスクのある施設は132施設で、避難確保計画の提出率は80%、訓練実施率は67%でございます。津波リスクのある施設は96施設で、避難確保計画の提出率は92%、訓練実施率は81%となっております。なお、避難確保計画の未提出、または訓練未実施の施設につきましては、個別に計画書の提出及び訓練の実施を促すなど、継続的なフォローアップを実施いたしておりますところでございます。

次に、地域版避難所運営マニュアル等による地域力の活用についてでございます。

本市では、校区自主防災組織を対象として地域版避難所運営マニュアルの作成支援を進めており、これまでに7校区で作成をされております。

避難所運営マニュアルを活用した訓練実績につきましては、先日、作成済み校区の1つで、避難所運営訓練が実施され、新たな課題や改善点を見いだすとともに、改めてマニュアルの重要性が認識されたところでございます。今後におきましても、避難所運営の現場力を高めるために、マニュアル作成の支援を進めてまいります。

次に、個別避難計画と連携体制の推進についてでございます。

個別避難計画の策定には、本人と関わるケアマネジャーなどの専門職との連携が必要不可欠でありますことから、本市では令和6年度から委託による作成を進めているところでございます。

事業者への説明会につきましては、令和6年度に2回、令和7年度に2回実施いたしております。作成された個別避難計画は、同意を得られた方につきましては、自治会、民生委員、社会福祉協議会等、地域の支援関係者と情報を共有し、平時の見守り活動等にも活用していただき、地域で支え合う体制づくりに取り組んでおります。

なお、避難行動要支援者名簿への登録を同意された方のうち、個別避

難計画の策定率につきましては、令和7年4月1日現在、71.1%でございます。

○議長（田窪秀道） 加藤昌延議員。

○5番（加藤昌延）（登壇） 御答弁ありがとうございます。

本市では安心して避難できる福祉避難所の整備が進められていますが、実際に災害が起きたとき、十分な設備と人員が備わり、迅速に機能を発揮できる体制となっているのか、市民の皆様にとって関心の高いテーマです。

災害は、いつ発生するのか分かりません。備えは計画を立てるのではなく、実際に動くことができる状態にあるのかが最も重要と考えます。

そこで計画の進捗を定期的に点検し、訓練や検証を通じて、実効性を高めること、さらに資機材や人員の不足が予想される部分については、平時から官民、地域のネットワークを強化することを要望いたします。福祉避難所の整備は、災害時に誰一人取り残さないまちづくりの象徴であり、市民が安心して暮らせる基盤そのものです。ぜひ、引き続き、市として先手の取組を推進していただきますよう、お願い申し上げます。